

# 入札公告（案）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成 年 月 日  
公益社団法人埼玉県農林公社  
理事長 前田 敏之

1 入札に付する物件

2 入札参加資格

3 入札心得及び契約書（案）を示す方法

4 入札の方法

(1) 入札者は、入札締め切り時刻までに公社が交付する入札書に所要事項を記載し、封書にて入札箱に投入しなければならない。

(2) 入札は、本人又は代理人が入札の場所に出席して行うものとし、郵便又は電信による入札は認めない。

5 入札執行者

6 入札及び開札の場所

7 受付、入札及び開札の日時

平成 年 月 日（曜日）

受付時間	入札保証金 納付時間	入札時間	開札時間
時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	即時開札

※受付時間内（ 時 分から 時 分）に受付を済ませていないときは、入札に参加できない。

8 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定

- (1) 落札者は、公社の予定価格以上の最高入札価格とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 10 入札保証金

- (1) 入札者は、入札保証金納付時間中に、1件につき各自見積金額（消費税額を含む総額）の100分の5以上の入札保証金を現金（小切手の場合は、入札地を支払地とする埼玉りそな銀行振出の小切手に限る。）をもって納付すること。
- (2) 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は埼玉県農林公社に帰属する。

## 11 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知による指定の日から5日以内に契約を締結すること。
- (2) 契約保証金は、売買代金の100分の10以上を契約の締結と同時に埼玉県農林公社の発行する請求書により納付すること。

## 12 売買代金の納入方法

売買代金	納入方法	第1回		第2回		第3回	
		割合	納入期限	割合	納入期限	割合	納入期限
1,000万円未満	全納	100%	請求書発行の日から15日以内				
1,000万円以上 2,000万円未満	分納 (2回)	50% 以上	上記に同じ	残金 全部	請求書発行の日から15日以内		
2,000万円以上	分納 (3回)	40% 以上	上記に同じ	残金の 50% 以上	請求書発行の日から15日以内	残金 全部	請求書発行の日から15日以内

## 13 売買物件の引渡し及び搬出期間

- (1) 売買代金を全納する場合の売買物件の引渡しは、売買代金を完納した日から20日以内に行う。  
ただし、延滞金のある場合は、売買代金と延滞金を完納した日から20日以内に行う。
- (2) 売買代金を分割して納入する場合における売買物件の引渡しは、売買代金の納入があったつど当該納入代金に相当する数量を最高限度として引渡すものとする。  
ただし、売買代金を完納した時は、残数量すべてを引き渡すものとする。
- (3) 売買物件の搬出期間は、売買物件の引渡しを終わった日（分割引渡しの場合は、初回の引渡しを終わった日）から 月とする。

## 14 その他

- (1) 入札者は、入札の日に入札保証金、印鑑（法人の場合は、代表者の印鑑）、及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- (2) 会場の都合により、入札室への入室は、1社2名までとする。
- (3) 入札保証金払出領収書には、印紙税法で定める額の収入印紙を貼布すること。
- (4) 現地案内の日程等については、別表の「現地案内」により行う。

